

令和 6 年度

路面清掃車（真空式）【7t 両ブラシ】仕様書

北 海 道

概 要

この仕様書は、路面清掃車（真空式）[両ブラシ] に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

目 的

路面清掃車は、路面・路肩に堆積した土砂や落葉等の塵埃の除去を目的とする。

1. 性 能

(1) 清掃速度	最高清掃速度	30 km/h 以上
(2) 清掃幅	車両左側	2.2 m 以上
(3) 回収塵埃最大寸法	空缶 径 55 mm × 105 mm	以上
" 重量	玉石（径 80mm）	250 g 以上
(4) 最小回転半径（最外側車輪中心）		8.0 m 以下
(5) ホップ最大ダンプ角		45 度 以上
(6) 塵埃ホップ有効容量		3.0 m ³ 以上
(7) 水タンク容量		1,500 L 以上

2. 主要諸元

(1) 全 長		8,000 mm 以下
(2) 全 幅（回送時）		2,500 mm 以下
（作業時）		3,200 mm 以下
(3) 全 高（黄色灯火上端まで）		3,500 mm 以下
(4) 最低地上高（ブラシ下端）		90 mm 以上
(5) 最大積載量		3,000 kg 以上
(6) 車両総質量		14,000 kg 以下

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2-2 車両総質量に含まないもの」以外は、車両総質量に含むものとする。

(7) 乗車定員		2 人 以上
----------	--	--------

3. 車 体

- (1) 機 関
形 式 水冷、ディーゼル機関
最高出力 170 kW 以上
- (2) 動力伝達装置
主変速機 前進 5 段、後進 1 段 以上
- (3) 走行装置
車輪配列 前 2、後複 2 駆動
タイヤ (前、後) スタッドレスタイヤ
- (4) 制動装置
アンチロックブレーキシステム 1 式
- (5) かじ取装置
形 式 倍力装置付
- (6) 運転室
構 造 全鋼製密閉形
ハンドル位置 左ハンドル又は右ハンドル

4. 作業装置

- (1) 機関 (作業用)
形 式 水冷、ディーゼル機関
- (2) 排風機
風量 (作業時) 250 m³/min 以上
静圧 (ホッパ内最低値) 4.9 kPa 以上
- (3) ホッパ
形 式 リヤダンプ式
構 造 鋼板溶接構造
内面処理 ステンレス鋼板またはウレタンコーティング 1.5mm 以上
または同等以上の品質を有するもの
- (4) 塵埃収集機構
方 式 真空吸込方式又は真空環流式
側ブラシ (チルト機構付) 鋼線製 左右各 1 個
- (5) 散水装置
散水箇所 前バンパー部、側ブラシ部、吸込部
散水圧力 0.1 MPa 以上
散 水 量 25 L/min 以上
- (6) 後部吸泥装置 1 式

5. 計器類

(1) 回転計 (本体機関用)		1 個
(2) 回転計 (作業機関用)		1 個
(3) 水位計 (水タンク用)		1 個
(4) ホッパ収納量検知装置		1 式
(5) 機関予熱灯 (作業機関用)		1 式
(6) 時間計 (作業機関用)		1 個
(7) 運行記録計 (120km/h 以上、7日計)		1 式

6. 照明装置類

(1) 前部雾灯		2 灯
(2) 黄色灯火 (散光式)	前 全幅 1,100mm 以上 後 全幅 500mm 以上	1 式 1 式

7 付属装置及び装備品

7-1 標識装置

(1) 主要寸法

外形寸法 (幅×高さ×奥行き)	1,400mm×410mm×100mm 以下
材質	
筐体	鋼板製、表面塗装処理又はステンレス製
表示窓	アクリルパネル
質量 (表示部本体)	35kg 以下

(2) LED表示部

表示色	1 色 (黄色)
LEDユニット構成	16 ドット×16 ドット以上
LED輝度	黄色 700mcd 以上
取付方向	正立
文字寸法 (縦×横)	200mm×200mm 以上

(3) 制御部

制御部は、標識装置全体を制御するものとする。

なお、表示項目を点滅表示及び流れ表示をできるものとする。

固定表示	1 パターン以上
表示項目	路面清掃作業中；”作業中”、”注意”

(4) 表示操作部

操作リモコン (運転室)	1 式
電源スイッチ	1 個
操作スイッチ (表示項目切換スイッチを含む)	1 式

(5) 取付位置

車両後部とする。

なお、(1)～(4)各機器の支給、購入等の区分は特記仕様書別紙「納入場所一覧」に示すとおりとする。

7-2 車体等

7-2-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) カーエアコン	1 式
(3) スペアタイヤ取付台	1 式
(4) スコップ掛け	1 式
(5) 後方確認カメラ	1 式

7-2-2 車両総質量に含まないもの

(1) スペアタイヤ (ホイール付)	1 式
(2) 標準付属工具	1 式
(3) 取扱説明書	1 部
(4) 部品表	1 部
(5) 製作仕様書	1 部

8 塗装及び表示

塗装及び標識等の標示に関する仕様書 (道路維持機械) による。

9 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書に定めたとおりであるかをその内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火 (以下「灯火等」という) の取付方法は、次のとおりとする。

(イ) 灯火等の規格、取付位置については「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 燃料について

納入時には燃料を満タンとすること。

11-6 納入先について

北海道北見市緑ヶ丘 3 丁目 1 番 1 4 号 （北見出張所車庫）